

休日の「まとめ取り」による教職の魅力の向上

◆業務の削減に向けた総合的な取組の徹底と併せて、一年単位の変形労働時間制の選択的導入を可能とする。

※「(上限)ガイドラインが、上限の目安時間まで教師等が在校等したうえで勤務することを推奨する趣旨ではなく…他の長時間勤務の削減方策と併せて取り組まれるべき」と上限ガイドライン上明記。

- ☑ 学校週6日制の頃(～平成13年度)は、土曜日の勤務をまとめて年間14～20日分程度、夏休み等に休日として「まとめ取り」。
- ☑ しかし、学校週5日制の完全実施(平成14年度～)により、教師も土曜日は休みになったため、「まとめ取り」は廃止。
- ☑ 「まとめ取り」は教職の魅力の一つであり、現在、先行して年休取得等により夏休みに10日間の休日の「まとめ取り」(前後の土日と合わせると16連休)を実施している岐阜市では臨時的任用の希望者が増加するなどの効果。

<導入のイメージ(小学校の場合)>

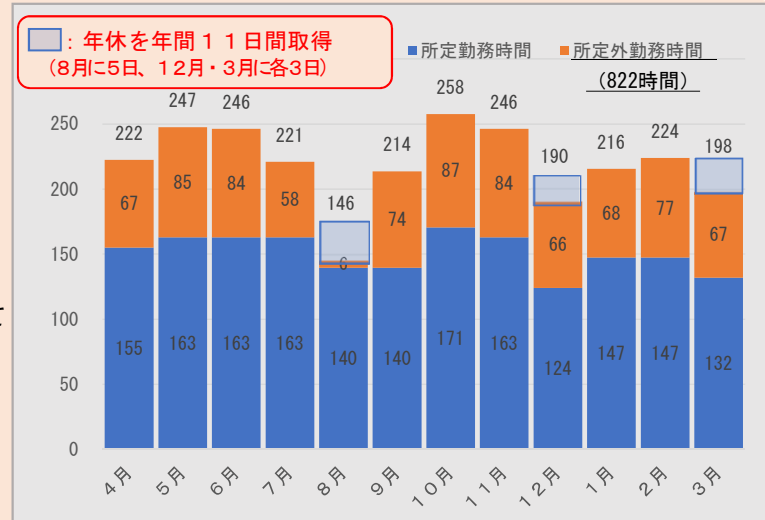
現状

○ 勤務時間外の「在校等時間」(現状)

- ・小学校: 月約59時間、年約800時間
- ・中学校: 月約81時間、年約1,100時間

※「在校等時間」:

いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含めて校内に在校している時間を基本とし、これに校外での業務の時間等を加えた時間

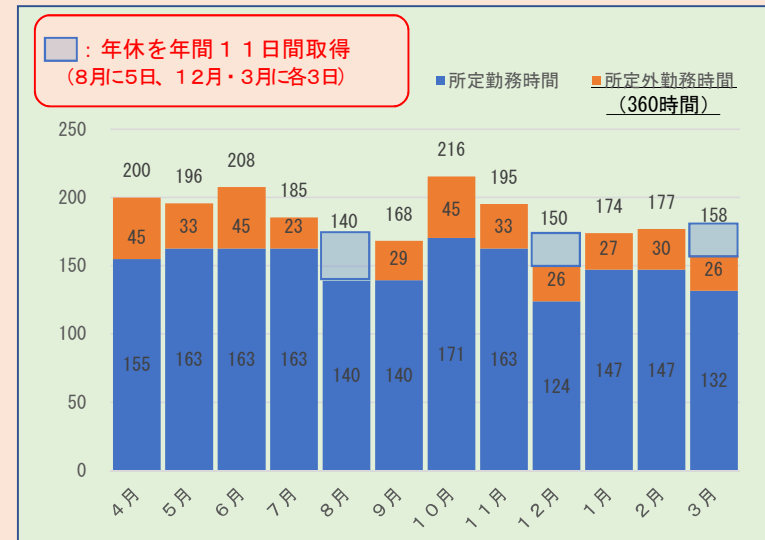


上限ガイドライン(指針)の遵守に向けた業務の削減

○ 上限ガイドライン(指針)における所定勤務時間外の「在校等時間」の上限の目安時間

- 月45時間以内、年360時間以内

(※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、月100時間未満、年720時間以内等)



業務を削減した上で、休日の「まとめ取り」の導入

○ 上限ガイドライン(指針)における所定勤務時間外の「在校等時間」の上限の目安時間

(一年単位の変形労働時間制を導入した場合)

- 月42時間以内、年320時間以内

(※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、月100時間未満、年720時間以内等)

